

児童・生徒及び教職員に新型コロナウイルスの 感染が確認された場合等の対応について

1. 本校関係者の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- (1) 本校関係者が感染者として確認された時点で、校内の消毒作業や保健所による濃厚接触者の調査等のため、一時的に臨時休校とする予定です。
休校期間など具体的には保健所と相談して判断いたします。
- (2) 保健所による濃厚接触者等の調査の結果、本校関係者が濃厚接触者として確認された場合は、その人数や範囲等を踏まえ、教育活動を休止する期間や対象学年（学級）等を保健所と相談して判断いたします。
- (3) 感染者が確認された時点で、登校している児童生徒を帰宅させる必要がある場合には、保護者の皆様に連絡の上、学校へのお迎えをお願いする場合があります。その場合には台風等警報発表時に準じた緊急下校の対応を行いますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染の発生が確認された場合は、「学校名」のみ公表することになりますので、ご承知おきください。

2. 保護者の皆様への連絡など

- (1) 本校関係者が感染者として確認された場合は、当日または翌日以降からの教育活動休止の要否や休止の対象となる学年（学級）、期間等をお知らせいたします。
- (2) お知らせの方法は、メール配信や電話、文書、学校ホームページへの掲載等により行います。お知らせは夜遅くなる場合や翌日になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

3. PCR 検査の実施や検査結果についての学校への連絡

- (1) お子様や同居のご家族が PCR 検査を受検されることになった場合には、速やかに学校へご連絡いただきますようお願いいたします。
- (2) 検査の結果が判明した場合も、速やかに学校へご連絡をお願いします。
個人情報取り扱いやお子様の人権に十分配慮して対応いたします。
- (3) 休日や夜間など学校が業務時間外の場合には舞鶴市役所（0773-62-2300）へお電話いただき、学校と連絡を取りたい旨をお伝えいただくとともに、お子様の「名前」「学校名」「学年」「学級」「連絡先」をお知らせください。
後ほど、学校からご連絡させていただきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる対応の例

1. 児童生徒の同居する家族の職場に濃厚接触者がいた場合

(例) 児童生徒の同居する父の勤務先に濃厚接触者が確認されたが、父は濃厚接触者とはなっていない。

⇒ 児童生徒は通常どおりの登校になります。

2. 児童生徒の同居する家族が濃厚接触者となり、PCR 検査等を受検した場合

(例) 児童生徒の同居する母の勤務先で感染者が確認され、母が濃厚接触者となり、PCR 検査等を受検することになった。

⇒ 同居するご家族が PCR 検査等を受検されることになった場合は、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。児童生徒の登校は可能ですが、大事をとって休ませたい場合は「出席停止」の扱いとします。

3. 児童生徒が体調不良等により PCR 検査等を受検した場合

(例) 児童生徒が体調不良等により病院で受診したところ、医師から PCR 検査を勧められた。

⇒ 濃厚接触者に特定されていない児童生徒が、体調不良等により PCR 検査等を受検し陰性となった場合には登校が可能となります。

4. 児童生徒の同居する家族が感染者となった場合

⇒ 保健所が児童生徒を濃厚接触者に特定した場合は出席停止となり、PCR 検査等を受検することになります。

5. 児童生徒が感染者となった場合

⇒ 児童生徒が新型コロナウイルス感染症を発症または PCR 検査等で陽性反応が出た場合は、入院または宿泊療養、自宅療養により治癒するまで出席停止となります。治癒後の登校に際して、学校ホームページより「治癒報告書」をダウンロードして登校時に提出してください。

⇒ 学校は、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力します。また、保健所の指示に従い、消毒等必要な処置を行います。